

**訪問看護（介護予防含む）サービス提供に係わる  
契約書・重要事項等説明書ならびに個人情報使用の同意書**

訪問看護（介護予防含む）サービスの提供にあたり、重要事項を以下の通り説明します。

**1) 事業者概要**

事業者名所	マナビヤ在宅クリニック「un」
事業所所在地	宮崎県宮崎市松山2丁目2番32号 TMビル5階
代表者名	院長 迫田 哲平
電話番号	0985-41-6310
設立年月日	2022年9月1日

**2) 事業所概要**

事業所種類	介護保険法みなし指定訪問看護事業所
事業者名所	マナビヤ在宅クリニック「un」
事業所所在地	宮崎県宮崎市松山2丁目2-32 TMビル5階
業務管理者名	迫田 哲平
介護保険事業所番号	4510120761
電話番号	0985-41-6310

**3) 事業の目的と運営方針**

事業目的	在宅療養者やそのご家族が安心して療養生活ができるよう、介護保険制度、医療保険制度に基づき、良質な訪問看護サービスを提供できることを目的とします。
運営方針	<p>① 訪問看護サービスの管理者は、職員が常に在宅療養者やご家族の人権を尊重し、守秘義務を遵守できるように指導いたします。</p> <p>② 訪問看護サービスの従業者は、在宅療養が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。</p> <p>③ 訪問看護サービスの実施にあたって、居宅看護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との、密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

**4) 職員等の体制**

従業者の職種と員数	看護師 常勤5名
-----------	----------

**5) サービス提供時間**

診療日	月曜～金曜
休診日	土曜、日曜、祝日、お盆（8月13日～15日） 年末年始（12月30日～1月3日）
診療時間	午前（9：00～12：30） 午後（13：30～17：30）

※ 但し、お申し込みのあった場合は24時間の電話連絡体制および緊急時の訪問体制を整えるものとします。

**6) 訪問看護の実施地域**

訪問看護を実施する地域は主に宮崎市内とします。万が一宮崎市近郊地域在住者から利用相談がある場合は十分検討したうえで実施させていただきます。

**7) サービス内容**

- 1) 身体の状態を観察し、持てる力や機能が発揮できるとともに生活過程を整えるための以下の援助を行います。
  - ① 生命の回復過程を促進する援助
  - ② 生命に「害」となる条件・状況を作らない援助
  - ③ 生命力の消耗を最小にする援助
  - ④ 生命力の幅を広げていく援助
  - ⑤ 持てる力・健康な力を活用し高める援助
- 2) 認知症、精神障害を持つ方への看護、アドバイス
- 3) 在宅リハビリテーション、リハビリテーション看護
- 4) 在宅療養生活や介護方法のアドバイス
- 5) 医師の指示のもと、必要な医療処置の施行、アドバイス
- 6) カテーテル類の管理、褥瘡の予防や処置、医療機器の管理など
- 7) 福祉用具や生活用品、在宅サービス利用についてのアドバイス
- 8) 終末期の看護
- 9) 関連機関と連携し、チームでの在宅療養生活の支援

**8) 利用料およびその他の費用、連帯保証人**

1) 利用者負担金

介護給付サービスおよび介護予防給付サービスの適用がある場合は、料金表のサービス費の1割～3割負担がご利用者様負担となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービスは、全額がご利用者様の負担となります。また、医療保険適用の場合は、その保険負担割合に応じた金額となります。

2) 料金表：別紙参照

3) 自費料金

ご利用者様宅にてサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護用品、衛生管理用品、医療材料などの費用はご利用者様の負担となります。

4) お支払い方法

毎月31日までに請求書を作成し、次月の27日に銀行引き落としとなります。引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

・利用料は医療費控除の対象となります。領収書の再発行は致しかねますので、紛失されないようご注意ください。

5) 連帯保証人

連帯保証人(丙)は、本契約に基づいて甲が乙に対し負担する債務（診察料、利用料、その他の費用等）の一切を保証し、甲と連帯して履行の責任を負います。また、丙の本連帯保証債務の極度額は金100万円となります。

なおこの極度額は、将来発生しうる債務に備えて設定する上限額であり、実際に請求される金額は、診察・訪問診療・医療サービスの提供等により実際に発生した費用に基づいて算定・請求されるものとします。

したがって、本条に定める極度額は、あくまで保証責任の上限額を定めるものです。訪問看護、居宅療養管理指導料、オンライン診療についても同様です。

**9) サービスの利用方法**

1) サービスの利用開始

当クリニックの職員がお伺いして契約を締結しサービスを開始いたします。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2) サービスの終了

- ① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合
  - ・サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

- ② 当クリニックの都合でサービスを終了する場合
  - ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、できる限り早急に文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します)
  - ・ご利用様が介護保険施設に入所、または病院等に長期入院した場合。
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
  - ・ご利用様が死亡された場合
- ④ その他
  - ・当クリニックが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者様またはご家族は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ご利用様がサービス料金を3ヶ月以上遅延し、料金をお支払い頂くよう催告したにも関わらず、1週間以内に支払いがない場合、またご利用者様やご家族などが当クリニックの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
  - ・ご利用様が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、訪問看護サービス利用契約の目的を達することが不可能となった場合、7日以上予告期間をもってこの契約を解除させていただきます。

## 10) 緊急時の対応等

緊急時等の体制として、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、速やかにかかりつけ医等へ連絡し必要な処置を講じます。

## 11) 事故発生時の対応

- 1) サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族、主治医、居宅介護支援事業者、市町村等への連絡を行い、必要、適切な処置を行います。
- 2) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- 3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

## 12) サービス内容に関する相談・苦情

- 1) 当クリニックのサービス提供に当たり、相談や苦情等があれば下記までご連絡ください。

お客様相談窓口	責任者	院長 迫田 哲平
	ご連絡先	0985-41-6310
	受付時間	9:00~17:00

- 2) その他 公的機関においても、次の期間において苦情の相談ができます

相談窓口	ご連絡先	受付時間
宮崎市医療相談窓口 (宮崎市保健所)	0985-29-9888	8時45分から16時30分(12時~13時は除く)
宮崎県医療相談窓口 (医療政策課)	0985-44-2625	8時30分から16時15分(12時~13時は除く)
宮崎市介護保険課	0985-44-2591	8時45分から16時30分
宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-35-5301	8時30分から17時15分
宮崎県福祉保健部長寿介護課	0985-26-7058	8時45分から16時30分(12時~13時は除く)

## 13) 個人情報の取り扱いについて

当クリニックでは個人情報を正確かつ安全に取り扱うために、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めています。

## 14) 虐待防止について

当クリニックは、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：(院長 迫田 哲平)
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・従事者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施します。
- ・サービス提供中に、看護師等または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 15) その他留意事項

- ① 適用保険の保険証を確認させていただきます。保険証類の内容が変更もしくは更新となった場合は速やかに申し出てください。
- ② 職員に対する贈答、飲食などのおもてなしはご遠慮させていただいております。
- ③ 看護師は、ご利用者様の心身の機能回復のために必要な療養上のケアや診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承ください。
- ④ 看護師は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは致しかねますのでご了承ください。

## ご利用者様の皆様への個人情報保護方針のご説明

### 1. 基本方針

マナビヤ在宅クリニック「un」は、当院が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護法に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、ご利用者様の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。なお、個人情報の利用目的の変更時にはご利用者様の皆様への通知または公表を行います。

### 2. 個人情報とは

個人情報とは個人に関する情報であり、氏名・生年月日、その他記述により特定の個人を識別することができるものを言います。ご利用者様のほか、適切なサービス提供のため取得したご家族の情報も含まれます。

### 3. 個人情報の適切な収集・利用・提供の実施

- 1) 個人情報の取得に際しては、利用目的を通知または公表し、その利用目的に従って適切に個人情報の収集・利用・提供を行います。
- 2) 個人情報の収集・利用・提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- 3) 個人情報の紛失・漏えい・改ざん及び不正アクセスなどのリスクに対して、必要な安全対策、予防処置などを講じて適切な管理を行います。

### 4. 安全性確保の実践

(ア)当院は、個人情報保護の取り組みを全職員などに周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にして、必要な教育を行います。

(イ)個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう必要に応じた評価・見直しを行い継続的な改善に努めます。

### 5. 個人情報の利用目的について

当クリニックが保有する個人情報は、同意を得た上で、サービス担当者会議、サービス向上のための研究または学生の実習等人材育成のための情報として用います。それ以外の目的には用いません。当クリニックが保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせは上記の窓口でお受けいたします。

(甲)は(乙)より、訪問看護(介護予防含む)サービス提供について、下記の通り、重要事項・サービス内容についての説明ならびに個人情報の使用に関する説明を受けましたので、契約書を締結いたします。

また、この契約成立を証するために本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつ保有します。

20 年 月 日

(甲)利用者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

利用者の身体状況等により、署名不可能な場合

署名代筆者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩  
(利用者との関係： \_\_\_\_\_)

(乙)事業者 所在地：宮崎県宮崎市松山2丁目2番32号 TMビル5階

事業者名： マナビヤ在宅クリニック「un」

院長： 迫田 哲平 ⑩

(丙)連帯保証人 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

ご利用者様(または代理人)はいつでも上記契約を解約できるものとします。  
上記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。

交付日 年 月 日

説明日 年 月 日 説明職員名 \_\_\_\_\_